

NEWS RELEASE

No. 25-10

2025年8月22日

(公財)損害保険事業総合研究所

8月25日発刊「損害保険研究」第87巻第2号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第87巻第2号を8月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

今号には、前々号、前号に続いて請求権代位の差額説に関する山下友信先生の論文「人身傷害保険と差額説」を掲載しています。ドイツおよび英国の判例・学説の比較法的考察(前々号)および日本の保険法25条1項の解釈の評価済保険に即した考察(前号)を踏まえて、人身傷害保険の請求権代位について考察されています。人傷基準に関する提言もなされています。請求権代位の研究にも人身傷害保険の実務にも必読の論文です。

連載中の特集企画「保険法研究への誘いー保険法研究方法論の現在地の言語化の試みー」では、今号には、「保険法における学説研究の現状」を掲載しています。法律分野の研究を行う際に留意すべきポイントが実務家にもわかりやすく解説されています。

火災保険において水災補償や地震保険などの追加補償が選択されない理由を期待効用理論の枠組みで分析した気鋭の研究者の論文も掲載しています。

また、企業の環境配慮活動が信用リスクに与える影響について実証的に研究した全国学生保険学ゼミナール(RIS)の優秀論文も掲載しています。

今号に掲載する論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

人身傷害保険と差額説

東京大学名誉教授 山下友信氏

人身傷害保険において請求権代位により移転する権利の範囲については、人傷基準差額説と裁判基準差額説とが対立する。この問題については、代位に関する差額説とはどのような理論なのかという基本問題の設定に立ち戻るとともに、保険法の規律に即して検討する必要がある。このような問題意識から、本誌前号掲載の拙稿では保険法25条1項においては評価済保険の場合であっても約定保険価額ではなく時価をてん補損害額として差額説が適用されるべきものとした。本稿は、これを踏まえて、人身傷害保険においても時価による差額説がとられるべきことを明らかにするとともに、この場合の時価とはいかなる意義であるのかを検討し、さらに人身傷害保険における損害額算定基準(人傷基準)のあるべき方向を提言した。

<研究論文>

(特集)保険法研究への誘いー保険法研究方法論の現在地の言語化の試み(第6回)

保険法における学説研究の現状

北海道大学大学院法学研究科教授 三宅新氏

本特集の目的に沿って、研究者を目指す学生に向けて保険法における学説研究の現状を紹介する。

学説の調査は、ここ最近大きく変わってきており、ネット検索が非常に便利となっている。文献の入手についても、PDFでの入手が可能な文献は多くなり、古書も容易に見つかるようになった。立法資料についても同様であり、明治期の資料については、個人が開設しているHPによって格段に利用しやすくなっている。

もっとも、学説の意義や分析方法については以前と基本的に変わらない。これに加えて、出典を付する際には一次資料と二次資料の区別をつけることが重要である。すなわち、二次資料を出典とすることは、当該二次資料作成者の評価が入る以上、「孫引き」同様、原則として避けなければならぬ。また、出典は論文を検証可能にする目的があるため、第三者が入手できるものでなければならない。もとより、学説を正確に理解することが最重要である。

<研究論文>

火災保険市場における追加補償への非加入行動の分析

慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程 植木祐太氏

本稿では、火災保険において、水災補償や地震保険といった追加的な補償が選ばれない問題に着目し、経済学的要因を分析している。このような非加入行動を明らかにするため、個人が補償範囲の広さ(補償確率)を自ら選択するというモデルを構築している。その結果、保険金額の選択に制限がある場合や、非線形の保険料の構造が選択する補償範囲を低下させることが明らかになった。本研究は、多様な補償を選べる現代の保険商品において、加入者の行動をよりの確に捉えるための新たな分析の枠組みを提示するものである。

<寄稿(RIS2024 優秀論文)>

企業の環境配慮への取り組みと信用リスク

慶應義塾大学 柳瀬典由研究会

(西岡泰希氏 廣阪海大氏 辻帆乃華氏 矢島菜々美氏)

近年、企業の環境配慮活動(E活動)は、持続可能な社会の実現に向けて重要性を増している。一方で、E活動が債権者からの評価に及ぼす影響については十分な研究が進んでいない。そこで本稿では、企業のE活動と債権者の評価の関係に着目し、特にE活動が信用リスクに与える影響について実証的に検証した。さらに、環境リスクへの対応状況を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組みに沿った取り組みが、信用リスク低減に寄与する可能性にも注目した。2023年の東証プライム市場の上場企業を対象に分析を実施した結果、E活動はコスト増加を通じて信用リスクを増大させる一方で、TCFDの開示がその影響を緩和することが示唆された。また、CO2の排出量が多い業種において、TCFDの開示が短期的な信用リスク低減に寄与することも確認された。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

過大な見積金額による保険金請求と信義則違反

東京地裁令和5年1月24日判決

令和2年(ワ)23916号保険金支払請求事件, 2023WLJPCA01248010

大東文化大学法学部准教授 王学士氏

火災保険・傷害保険といわゆる包括条項に基づく重大事由解除

横浜地裁横須賀支部令和3年4月16日判決

平成28年(ワ)第248号保険金請求事件, 自保ジャーナル2096号132頁

弁護士(協和総合法律事務所) 岩井泉氏

以 上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>